

2022 年度(令和4年度) 教育・保育施設の「利用定員」について

1 利用定員について

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことで、施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で定める定員のことです。「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき明石市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項により、関係者の意見聴取を行うこととされています。

「認可定員」とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。「認可定員」の範囲内で利用定員を設定するが、「認可定員」＝「利用定員」を基本としています。

2 明石市内の教育・保育施設等の利用定員（予定）

年月日	総数	1号	2号	3号
令和3年4月1日	11,615	3,051	4,717	3,847
令和4年4月1日	12,297	3,132	5,034	4,131
増減数	+682	+81	+317	+284

令和4年4月1日においては、令和3年度中の待機児童対策に伴う保育所、認定子ども園、小規模保育園等の整備により、2号、3号の保育所部分の利用定員が601名増加しています。1号定員（幼稚園部分）については、認定子ども園への移行による増員等により、81名増加しています。

※上記変更後の利用定員には、令和4年4月1日で新規開園予定等の施設を含んではいません。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所 認定こども園 小規模保育事業所

※支給認定には3つの区分があり、その区分に応じて、利用できる施設など(幼稚園、保育所、認定こども園等)が決まります。

(「保育の必要な事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護等です。)

3 令和4年4月1日の教育・保育施設等の利用定員増加施設(予定)

(1) 新規開園予定の施設

施設名		総数	1号	2号	3号
保育所 (2園)	あかつきの森保育園	90	-	51	39
	あい保育園大久保	71	-	41	30
認定 こども園 (2園)	くわのき+アネックスこども園	108	15	51	42
	明石さくらんぼこども園	105	15	48	42
小規模 (4園)	保育ルームあかしちいさな COCORO	19	-	-	19
	明石こども小規模園	15	-	-	15
	もりのおと小規模保育園	19	-	-	19
	サンライズキッズ保育園明石園	19	-	-	19
計		446	30	191	225

(2) 保育所・認定こども園移行施設

施設名		総数	1号	2号	3号
保育所	桜町 COCORO 保育園※	41	-	39	2
認定 こども園	Alice Preschool	8	8	-	-
	かにかがさかこども園	9	9	-	-

(4園)	うわがいけこども園	15	15	-	-
	えいの里こども園	9	9	-	-
計		82	41	39	2

※桜町ちいさなCOCORO〔小規模保育事業所19人〕から増築し、保育所に移行。

(3) 企業主導型（認可外施設）

施設名		総数	1号	2号	3号
企業主導型	3園	79	-	27	52
計		79	-	27	52

(4) 公立幼稚園活用

施設名		総数	1号	2号	3号
認定こども園化	2園（大久保南幼稚園、二見北幼稚園）	0	△60	60	-
幼稚園	3歳児受入拡大（2園）	70	70	-	-
計		70	10	60	-

(5) 利用定員を増加する既存施設

施設名		総数	1号	2号	3号
保育所（1園）	すばる保育園	5	-	-	5
計		5	-	-	5
上記(1)~(5) 合計		682	81	317	284